

【記 載 例】

別記様式第1号 (第3条関係)

屋外広告物表示(設置)届出書

〇〇年〇〇月〇〇日

那須町長 様

届出者 住 所 那須町大字寺子丙〇〇〇〇
 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)
 氏 名 那須の食(株) 代表 那須美食
 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
 電 話 (〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇)
 担当者 (那須美山)

那須町屋外広告物条例第8条第6項の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

広告物の種類	敷地内広告板	数 量	1 基
広告物の形状等	縦: 1.0m 高さ: 2.0m 横: 2.0m 表示面数: 2面 幅: 0.05m 表示面積: 4.0㎡	特殊装置: <input checked="" type="checkbox"/> 有・無 光源の点滅: 有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	
表示又は設置の内容	那須の食 味彩食館		
表示又は設置の目的	自己の店名の表示		
表示又は設置の場所	那須町大字寺子丙〇〇〇〇	地域区分	別表第〇
表示又は設置の期間	〇〇年〇〇月〇〇日 から 〇〇年〇〇月〇〇日まで		
工事施行者	住 所 那須町大字寺子乙〇〇〇〇 電話番号 0287-〇〇-〇〇〇〇 (法人にあつては、主たる事務所の所在地) 氏 名 那須町景観美化広告(株) 代表 広告太郎 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 屋外広告業の登録 〇〇年〇〇月〇〇日 登録番号 〇〇〇〇		
添付書類	1 広告物の形状等に関する図面 2 表示又は設置の場所の位置図及び平面図 3 表示又は設置の場所の使用権を証する書面		

受

付

・ 広告物の種類は、施行規則に定めた地域区分ごとに別表をご確認のうえ記入してください。
 ・ 複数設置する場合は、敷地内広告物、管理用広告物の区分ごとに届出となりますので、「敷地内広告物(別紙のとおり)」などと記載し、種類から設置期間までの内容を記載した一覧表を添付してください。

・ 特殊装置(照明等)
 ・ 禁止地域内の広告物の光源は、白色系で点滅しないものであること。さらに、日光国立公園内の広告物については、白色系の点滅しない間接照明のみとされています。

・ 地域区分ごとに広告物の種類に応じた基準があります。
 ・ 複数設置する場合、禁止地域内では地域区分ごとに敷地内広告物の合計面積に上限があります。
 ※10㎡以内は届出、10㎡を超えた場合は許可申請
 10㎡以内 別表番号 4、5、6、7、9、13、14
 15㎡以内 " 11、15
 30㎡以内 " 8、10、12、16、17

・ 敷地内広告物の場合、自己の氏名、名称、店名もしくは商標又は自己の事業もしくは営業の内容を表示できますが、特定の商品名を誇張した表示はできません。
 (特定商品名の表示面積が広告物の面積の1/2を超えないこと)

・ 設置場所について、施行規則に定めた別表の番号を記載してください。

・ 実際に表示又は設置する期間を記載してください。
 表示する期間が未定の場合は、「事業終了の日まで」等と記載してください。
 【例:届出の受理日 から 事業終了の日 まで】

【記 載 例】

別記様式第2号 (第8条関係)

屋 外 廣 告 物 許 可 申 請 書

〇〇年〇〇月〇〇日

那須町長 様

申請者 住 所 那須町大字寺子丙〇〇〇〇
 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)
 氏 名 那須の食(株) 代表 那須美食
 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
 電話番号 (〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇)
 担当者 (那須美山)

第7条
 第10条第5項
 那須町屋外広告物条例 第10条第6項 の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。
 第10条第7項
 第11条第2項

廣 告 物 の 種 類	案内誘導看板	数 量	1基
廣 告 物 の 形 状 等	縦： 0.5m 高 さ： 2.0m 横： 1.0m 表示面数： 2面 幅： 0.05m 表示面積： 1.0㎡	特殊装置： 有・無 光源の点滅： 有・無	
表 示 又 は 設 置 の 場 所	那須町大字高久丙〇〇〇〇	地域区分	別表第〇
表 示 又 は 設 置 の 期 間	〇〇年〇〇月〇〇日 から 〇〇年 9月30日まで		
工 事 施 行 者	住 所 那須町大字寺子乙〇〇〇〇 電話番号 0287-〇〇-〇〇〇〇 (法人にあつては、主たる事務所の所在地) 氏 名 那須町景観美化広告(株) 代表 広告太郎 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 屋外広告業の登録 〇〇年〇〇月〇〇日 登録番号 〇〇〇〇		
管 理 者	住 所 那須町大字寺子乙〇〇〇〇 電話番号 0287-〇〇-〇〇〇〇 氏 名 那須町景観美化広告(株) 代表 広告太郎		
添 付 書 類	1 広告物の形状等に関する図面 2 表示又は設置の場所の位置図及び平面図 3 表示又は設置の場所の使用権を証する書面 4 屋外広告物講習会修了証明書等管理者の資格を証する書面(那須町屋外広告物条例施行規則第18条各号に掲げる広告物又は掲出物件に係る許可を受けようとする場合を除く。)		
		受	
		付	

第7条 (許可地域内の敷地内広告物、野立広告物)
 ※許可地域内の案内誘導看板は、野立広告板になります。
 第10条第5項 (別表第8、10、11、12、15、16、17の地区で、敷地内広告物の合計面積が10㎡を超える場合)
 第10条第6項 (案内誘導看板を設置する場合)
 第10条第7項 (禁止地域内において、道標・案内図板等の公共的目的をもった広告物を設置する場合)

・ 広告物の種類は、施行規則に定めた地域区分ごとに別表をご確認のうえ記入してください。
 ・ 複数設置する場合は、敷地内広告物、野立広告物、案内誘導看板の区分ごとに申請となりますので、「案内誘導看板(別紙のとおり)」などと記載し、種類から設置期間までの内容を記載した一覧表を添付してください。

・ 特殊装置(照明等)
 ・ 案内誘導看板及び日光国立公園内の広告物については、白色系の点滅しない間接照明のみとされています。

・ 地域区分ごとに広告物の種類に応じた基準があります。
 ・ 複数設置する場合、禁止地域内では地域区分ごとに敷地内広告物の合計面積に上限があります。
 ※10㎡以内は届出、10㎡を超えた場合は許可申請
 10㎡以内 別表番号 4、5、6、7、9、13、14
 15㎡以内 " 11、15
 30㎡以内 " 8、10、12、16、17

・ 設置場所について、施行規則に定めた別表の番号を記載してください。

・ 広告物の設置期間は最長で3年です。ただし、10月1日を統一した更新日としていますので、許可の日から3回目の9月30日が期限となります。
 【例：許可の日が令和3年4月1日の場合、令和5年9月30日が期限となります。】
 なお、立看板やのぼり旗などの簡易広告は、1月以内や3箇月以内の期限がありますので、施行規則に定めた別表により確認してください。

・ 栃木県等の開催する屋外広告物講習会を修了した者など、管理者資格を有する方を記載してください。